

## ○筑西市商業活性化事業サポート補助金交付要項

平成25年3月29日

市告示第59号

改正 平成28年4月26日市告示第88号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この要項は、本市の商業地域で行う商業活性化イベント又は中小企業者が行う販路拡大又はものづくり技術伝承に向けた事業に対し、市予算の範囲内で筑西市商業活性化事業サポート補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(平28市告示88・全改)

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 商業地域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち、商業地域、近隣商業地域その他市長が認める地域をいう。

(2) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であって、本市の区域内に主たる事務所があるものをいう。

(平28市告示88・一部改正)

(補助対象事業等)

第3条 この要項により補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)及びその内容、対象となる者(以下「補助対象者」という。)並びに対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表のとおりとする。

2 国、県その他の団体の補助金又は本市の他の補助金の交付を受ける事業は、補助対象事業としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、その額は年間5万円を限度とする。

(平28市告示88・一部改正)

(補助対象回数)

第5条 この要項により補助金の交付を受けることのできる回数は、一の補助対象者につき1年度当たり1回を限度とする。

(平28市告示88・一部改正)

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、商業活性化事業サポート補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 経費内訳書

(3) 見積書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(平28市告示88・一部改正)

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定のうえ、商業活性化事業サポート補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定に際し、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(平28市告示88・一部改正)

(概算払)

第8条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)の請求により、補助金の額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、商業活性化事業サポート

補助金概算払請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（平28市告示88・一部改正）

（事業内容の変更）

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ商業活性化事業サポート補助金事業内容変更承認申請書（様式第4号）により、次に掲げる関係書類を添えて市長に申請し、承認を受けなければならない。

- （1） 変更事業計画書
- （2） 変更経費内訳書
- （3） 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、商業活性化事業サポート補助金事業内容変更承認通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（平28市告示88・一部改正）

（実績報告）

第10条 補助事業者は、当該年度の補助事業が完了したときは、当該年度の補助事業が完了した日から起算して20日を経過する日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに商業活性化事業サポート補助金事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

- （1） 支出内訳書
- （2） 納品書・請求書等の写し等
- （3） 写真等
- （4） 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（平28市告示88・一部改正）

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに補助事業の内容を審査するとともに、必要と認めるときは必要な調査を実施し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、商業活性化事業サポート補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（平28市告示88・一部改正）

（補助金の請求等）

第12条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、商業活性化事業サポート補助金交付請求書（様式第8号）により、速やかに市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 第8条の規定により補助金の概算払を受けた補助事業者は、前条の通知を受けたときは、商業活性化事業サポート補助金概算払精算書（様式第9号）により、速やかに補助金の精算をしなければならない。

（平28市告示88・一部改正）

（補助金交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） この要項又はこの要項に基づく市長の指示に違反したとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか補助金を交付することが不相当と認められる事実があったとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、納期限を定めて、その返還を命じなければならない。

（関係書類の保存等）

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

（補則）

第16条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年市告示第88号）

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の筑西市商業活性化事業サポート補助金交付要項の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(筑西市商店街再生事業サポート補助金交付要項の廃止)

2 筑西市商店街再生事業サポート補助金交付要項(平成25年市告示第58号)は、廃止する。

別表(第3条関係)

(平28市告示88・全改)

補助対象事業	補助対象事業の内容	補助対象者	補助対象経費
商業活性化イベント等支援事業	商業地域に存する空き店舗、空き地、広場等を活用したにぎわいの創出のためのイベントに対する事業	本市の区域内に存する商店街振興組合、商店街共同組合、小売店事業主又は商業関係団体が構成するグループ	補助対象事業に要する費用のうち、印刷製本費、通信運搬費、会議費、広告宣伝費、会場借上料、機器借損料、役務費、消耗品費、その他市長が認める経費
販路拡大支援事業	自社商品又は自社技術の販路拡大又は商工振興の発展を図るため、展示会、見本市、物産展等に参加する事業	本市の区域内に存する中小企業者	補助対象事業に要する費用のうち、出展小間料、展示小間の装飾費、展示品の輸送費、その他市長が認める経費
ものづくり技術伝承支援事業	ものづくり技術の伝承及び技術の普及のために行う事業で次に掲げるもの (1) 若手従業員等へのものづくり技術の伝承のための研修会又は講習会の開催 (2) 高度なものづくり技術を有する外部専門家が企業を訪問し、若手従業員等の技術を養成する人材育成 (3) その他市長が認める事業	本市の区域内に存する中小企業者	補助対象事業に要する費用のうち、謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、広告宣伝費、会場借上料、機器借損料、コンサルタント料、備品購入費、委託費、その他市長が認める経費